

静岡県告示第36号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和4年1月21日から起算して15日間、浜名漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月21日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県浜松市西区舞阪町長十新田32	天野	博之
静岡県浜松市西区舞阪町浜田134	鈴木	宏幸
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668-255	佐藤	吉則
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪13-10	後藤	一広
静岡県湖西市浜名4168	佐藤	鉄也

2 加入区

浜名加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

浜名漁業協同組合